

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日ときは、その翌日)  
当たるときの翌日

## 告 示

### 鳥取県告示第四百九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十二年二月及び三月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり告示する。

昭和五十二年五月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 目 次

- ◇ 告 示 飼料の試験の結果の概要  
土地改良区の定款の変更の認可  
土地改良事業計画の適否の決定  
土地改良事業の認可（二件）
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催  
昭和五十二年度鳥取県職員採用上級試験の実施

製造事業場等の名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 又 は 飼 料 添 加 物 の 名 称	製 造 年 月 (輸入)	試 験 結 果 の 概 要	
				深 養 成 分 に 関 する 事 項	安 全 性 に 関 する 事 項
境港市 山陰くみあい飼料株式会社	境港市外江町8748の1 山陰くみあい飼料株式会社	くみあい標準配合飼料 幼雛用1号	52・2	異常を認めない。	—
〃	〃	くみあい標準配合飼料 中雛用1号	〃	〃	—
〃	〃	くみあい標準配合飼料 大雛用1号	〃	〃	—
〃	〃	くみあい標準配合飼料 成鶏用エッグマツジュエ17	〃	〃	—

玉野市 加藤製油株式会社 岡山工場	米子市米原 666-17 塩谷繁商店	くみあい標準配合飼料 成鶏用エツグエツ シュ16	"	"	-	-	-	-
玉野市 日本農産工業株式会社 尼崎工場	"	くみあい配合飼料 成鶏用16特号マツシュ	"	"	-	-	-	-
神戸市 近畿くみあい飼料株式会社 本社工場	米子市昭和町10 鳥取県経済農業協同組合連合 会 昭和町事業所	くみあい配合飼料 和牛繁殖連産 1号	"	"	-	-	-	-
"	"	くみあい配合飼料 ピグエースB	"	"	-	-	-	-
"	"	くみあい配合飼料 ピグエースエクストラ	"	"	-	-	-	-
"	"	くみあい配合飼料 ピグエースC	"	"	-	-	-	-
"	"	くみあい配合飼料 種豚用ハイブリッド	"	"	-	-	-	-
"	"	くみあい配合飼料 メガトソエース	"	"	-	-	-	-
玉野市 加藤製油株式会社 岡山工場	米子市米原 666-17 塩谷繁商店	カトウ印配合飼料 うずしお	52・1	"	-	-	-	-
玉野市 日本農産工業株式会社 尼崎工場	"	ノーサン印種豚飼育用配合飼料 しゅとん用	"	"	-	-	-	-
神戸市 近畿くみあい飼料株式会社 本社工場	米子市昭和町10 鳥取県経済農業協同組合連合 会 昭和町事業所	くみあい配合飼料 ピグエールB	52・2	"	-	-	-	-
"	"	くみあい標準配合飼料 パワーブロー後期 ペレット	"	"	-	-	-	-
"	"	くみあい配合飼料 ニューキングビーフ中 期	"	"	-	-	-	-
"	"	くみあい配合飼料 ピグエールFC	"	"	-	-	-	-
"	"	くみあい配合飼料 ピグエールトピア	"	"	-	-	-	-
"	"	くみあい配合飼料 肉牛用ペレット	"	"	-	-	-	-

福留市 河田鶴茶株式会社	福留工場	米子市一本木 山崎倉庫農業協同組合飼料 中盤基地	マルカ印アロイラー ハイアロイラー・S I	"	"	"	"	"	"
"	"	"	マルカ印アロイラー ハイアロイラー・G	"	"	"	"	"	"
"	"	"	マルカ印アロイラー ハイアロイラー・F	"	"	"	"	"	"

**鳥取県告示第四百十号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大栄町土地改良区の定款の変更を昭和五十二年五月十八日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年五月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

**鳥取県告示第四百十一号**

昭和五十二年四月十二日付けで日南町から申請のあつた土地改良（茶屋笠木地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年五月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年五月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第四百十二号**

用瀬町から申請のあつた町宮土地改良（川中地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年五月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年五月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

**鳥取県告示第四百十三号**

用瀬町から申請のあつた町宮土地改良（赤波地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年五月十八日

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年五月二十四日

鳥取県知事 平 林 震 三

# 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和52年5月24日

鳥取県公安委員長 松 岡 新 平

## 1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和52年6月14日 午後1時から	米子警察署会議室	米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者
昭和52年6月20日 午後1時から	鳥取警察署会議室	鳥取、岩美、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者

## 2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙

種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者を除く。

## 3 講習課目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間  
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

## 4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行う。

## 5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地在管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 6 携行品

- (1) 筆記用具
- (2) 猟銃等講習会開催手数料の額（500円）に相当する鳥取県収入証紙
- (3) 印

昭和52年度鳥取県職員採用上級試験の実施について、次のとおり公告する。

昭和52年5月24日

鳥取県人事委員長 森 本 繁 藏

## 1 試験区分、採用予定人員並びに勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務先及び職務内容
行政	約20名	知事、教育委員会、警察本部等の事務部局に勤務し、一般行政事務に従事します。

社会福祉	約3名	知事の事務部に勤務し、それぞれの試験区分に添じた専門的業務に従事します。
化学	1名	
農業	若干名	
林業	若干名	
土木	1名	

2 受験資格

(1) 年齢及び性別等

試験区分	年齢及び性別等
行政	昭和25年4月2日から昭和31年4月1日までに生まれた者
社会福祉	昭和25年4月2日から昭和31年4月1日までに生まれた男子で、社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第18条各号に規定する資格を有する者又は昭和53年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者
化学	昭和25年4月2日から昭和31年4月1日までに生まれた男子
農業	昭和25年4月2日から昭和31年4月1日までに生まれた男子で、農業改良普及員の資格を有する者又は昭和53年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者
林業	

土木	昭和25年4月2日から昭和31年4月1日までに生まれた男子
----	-------------------------------

(注) 「社会福祉」の受験資格中、「社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第18条各号に規定する資格を有する者」とは、次のとおりです。

ア 大学において次に掲げる社会福祉に関する科目のうち3科目以上を修めて卒業した者

社会事業概論、社会事業史、社会事業方法論、社会調査統計、社会事業施設経営論、社会事業行政、公的扶助論、児童福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、医療社会事業論、協同組合論、法律学、経済学、心理学、社会学、社会政策、経済政策、社会保障論、教育学、刑事政策、犯罪学、倫理学、修身、生理衛生学、公衆衛生学、精神衛生学、医学知識、看護学、栄養学

イ 厚生大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者

(2) 受験できない者

次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 禁治産者及び準禁治産者
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年

を経過しない者

オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第一次試験

(1) 試験種目

試験種目	試験内容	時間
教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の多枝選択式による筆記試験を行います。	2時間30分
専門試験	公務員として必要な専門的知識及び能力について、大学卒業程度の多枝選択式及び記述式による筆記試験を行います。なお、試験問題は、下記の(2)の分野から出題されます。	多枝選択式 2時間 記述式 1時間30分
適性検査	公務員としての職務遂行上必要な素質及び適性について、検査を行います。	25分

(2) 専門試験の出題分野

各試験区分ごとの専門試験の出題分野は、次のとおりです。

試験区分	出題分野
行政	政治学、行政学、社会政策、憲法、行政法、民法、商法、刑法、労働法、経済学、財政学

社会福祉	社会福祉概論、社会保障、社会福祉行政、社会福祉方法論、社会学概論、社会調査、社会心理学、心理学概論
化学	数学、物理、物理化学、分析化学、無機化学、有機工業化学、有機化学、化学工学
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
林業	林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学
土木	数学、物理、材料力学、水理学、土質工学、材料学、土木施工、都市計画、その他

(3) 試験日時及び試験場

試験日時	試験場
昭和52年7月24日(日) 受付時間 午前8時10分から8時35分まで 試験開始 午前8時45分から	鳥取市東町二丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校

(4) 第一次試験の合格者の決定及び発表

ア 決定の方法

試験区分ごとに教養試験及び専門試験の成績並びに適性検査の結果

果を総合して合格者を決定します。ただし、教養試験、専門試験及び適性検査のうちいずれかが一定の基準に達しない者は、不合格となりません。

#### 1 発表

昭和52年9月上旬に鳥取県庁本庁舎1階掲示板に掲示します。

なお、合格者には書面で通知します。

#### 4 第二次試験

第二次試験は、第一次試験の合格者に対して行います。

#### (1) 試験種目

##### ア 人物試験

人物性行について、個別面接による口述試験を行います。

##### イ 身体検査

職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて、検査を行います。

#### (2) 試験日時及び試験場

昭和52年10月中旬に鳥取市において行いますが、詳細については、

第一次試験合格者に書面で通知します。

#### 5 人物調査

人物性行、受験資格及び申込書記載事項の真否について行います。

#### 6 最終合格者の発表

昭和52年11月1日に鳥取県庁本庁舎1階掲示板に掲示します。

なお、合格者には書面で通知します。

#### 7 合格者の採用及び給与

(1) 最終合格者は、試験区分ごとにて作成する採用候補者名簿に採用候補

者として高点順に登載されます。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿登載後1年間です。

(2) 採用候補者名簿に登載された者は、各任命権者が職員を採用する必要が生じた場合に人事委員会から高点順に採用候補者として推薦され、各任命権者が行う面接、身体検査等を受けて、そのうちから採用が決定されます。

なお、採用は、昭和53年4月1日以降に行われます。

(3) 給与は、原則として給料月額82,500円が支給され、その後は定期に昇給します。

また、上記給料月額のほかには諸手当として期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等がそれぞれ条件に応じて支給されます。

#### 8 受験手続及び受付期間

##### (1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局で交付します。郵便で申込書を請求する場合には、封筒の表に「上級請求」と朱書し、あて先明記の50円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

##### (2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要な事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合には、封筒の表に「上級受験」と朱書してください。

なお、受験票は後日郵送しますから、受験票の「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番号を記入し、20円切手をはってください。

イ 受験申込みの際には、試験区分のうちのいずれか一つを選んでください。

なお、申込みの締切りまでは、試験区分の変更ができます。

(3) 申込み受付期間

昭和52年6月1日(水)から昭和52年6月30日(木)まで受け付けます。

なお、郵送による申込みは、昭和52年6月30日までの消印のあるものに限り受け付けます。

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続には十分注意してください。

9 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局で受け付けます。

(2) 郵便による問い合わせの際には、あて先明記の50円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】